

わたし達のロータリー財団

「わかりやすい財団テキスト」

改訂情報

2014年4月版

ロータリー財団の補助金ルールの改正にともない、「わかりやすい財団テキスト」(2012年11月発行)の記述内容を改訂致しました。

こちらの「改訂情報」冊子は財団補助金に関する重要な情報でございますので、変更箇所を必ずご覧いただき、大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

【改訂ページ】

- 目次
- P2
- P4～P6
- P12～P13
- P24～P26
- P30～P31
- P47
- P64
- P66
- P68～P69
- P72
- P74
- P77～P78
- P83
- P88
- P92
- P95

目次

①ロータリー財団のあらまし

1-1	ロータリー財団の標語、使命、6つの重点分野	1
1-2	わかりやすいロータリー財団モデル	2
1-3	新しいロータリー財団	3

②ロータリー財団の寄付と認証

2-1	寄付の種類	4
2-1-1	年次基金寄付	4
2-1-2	恒久基金寄付	4
2-1-3	その他の基金寄付	4
2-1-4	寄付の送金先	5
2-2	認証の種類	6
2-2-1	個人に対する認証	6
2-2-2	認証レベルと認証品	7
2-2-3	クラブに対する認証	8
2-2-4	地区に対する認証	9
2-2-5	認証ポイント	9
2-3	ロータリーカード	10
2-4	税制上の優遇措置	11

③シェアシステムによる財団資金の活用

④ロータリー財団のプログラム

4-1	地区補助金	14
4-1-1	地区補助金概要	14
4-1-2	地区補助金の全般的基準と条件	15
4-1-3	地区補助金で資金を調達できること	15
4-1-4	地区補助金を次のものに使うことはできません	16
4-1-5	補助金の使用計画	17
4-1-6	報告	17
4-1-7	地区補助金の申請から報告の流れ	18
4-1-8	2650地区の地区補助金要領	19
4-1-9	2650地区の地区補助金留意点	20

1-2 わかりやすいロータリー財団モデル

ロータリー財団モデル

ロータリー財団は、皆様の「寄付」を資金とし、皆様の「プログラム参加」によって地元及び国際社会に貢献しています。

その他	遺贈友の会(1万ドル以上の遺贈) ロータリー平和センター冠名基金(50,000ドル以上) 冠名基金(25,000ドル以上)	重点分野を指定することも可 (ただし、その寄付はシェアの対象にはなりません)	冠名指定寄付(Term Gift) (15,000ドル以上、グローバル補助金のWF使用指定が出来る) (30,000ドル以上、重点分野と地区を指定出来る)
認 証	アーチ・クランフ・ソサエティ 【累計25万ドル以上・3つのレベル】		
	大口寄付者(メジャードナー) 【累計10,000ドル以上・レベル1~7】		
	ポール・ハリス・ソサエティ 【毎年1,000ドル】		
種 類	ベネファクター【1,000ドル以上】	ポール・ハリス・フェロー【累計1,000ドル毎に・マルチプル8段階】	
	恒久基金	年次基金	その他の基金寄付

寄 付

ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること。	使命	ロータリー財団	標語	世界でよいことをしよう
---	----	---------	----	-------------

プログラム

グローバル補助金	パッケージ・グラント	地区補助金	ロータリー平和センター	ポリオ・プラス
2カ国以上のクラブ・地区が6つの重点分野に関するプロジェクトを協同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。	財団が立案し、戦略パートナーと合同で、長期的で大規模なプロジェクトを実施するもので、戦略パートナーとの協力の下、ロータリアンがプロジェクトの実施にあたる。	地区やクラブの裁量で、地元社会や海外で実施する人道的、教育的、社会的な多種多様な奉仕事業に使用することができる。	紛争解決と平和に関する国際問題について研究するためのフェローシップです。 (奨学金)	ポリオ・プラス ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の5つをプラスして同時追放を目的とする
ロータリーのある国でのみ事業実施可		ロータリーのある国でもない国でも可	平和、親善、紛争の原因と世界理解の問題に関する研究、指導、出版および知識の増進を図る目的を持っています。	----- ウイルスの伝播を阻止するためのワクチンを世界中の児童に予防接種しようというプログラムです
補助金の下限15,000ドル~上限200,000ドル(10万ドル以上は管理委員会の承認が必要) DDFに対しては1:1、現金に対しては1/2の補助金(WF)が交付される。	補助金の下限は、50,000ドル、上限は相談次第。 資金はWFと戦略パートナーから提供される。又、地区はDDFを使って、スポンサーとなることができる。	DDFの50%以内で、地区が一括して財団に申請する。 (申請時に、個別プロジェクトのスペンディングプランを提出すること)	ロータリー平和フェローは、ロータリー平和センターで修士課程において学びます。 (期間は15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月、24ヶ月の各コースがあります。)	----- ポリオの世界的撲滅の証明を国際ロータリーの最優先事項としています
事業規模30,000ドル以上が対象		一個別プロジェクト当りの補助額は地区の裁量	ロータリー平和フェローシップには、専門能力開発の修了証を取得する3ヶ月コースもある。	ポリオ・プラス・パートナー ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、 ①全国予防接種日のための地域社会動員、 ②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、 ③ポリオ担当役員・疫病専門医への援助活動の三つのニーズに目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。
事業例	奨学金	事業例	奨学金 (海外留学でも国内でも可)	
	職業研修チーム		職業研修チーム	
重点分野	人道的プロジェクト	人道的プロジェクト	海外での奉仕事業	
	平和と紛争予防/紛争解決	災害復興支援	その他、社会的ニースの強い奉仕事業	
	疾病予防と治療	財団は地区に対して監査を行う事が出来る		
	母子の健康	地区はクラブに対して監査を行う事が出来る		
	水と衛生	地区・クラブは補助金参加資格を要す		
	基本的教育と識字率向上			
	経済と地域社会の発展			
	地区・クラブは補助金参加資格を要す			

② ローターリー財団の寄付と認証

2-1 寄付の種類

寄付は大きく分けて次の3種類です。

年次基金寄付

恒久基金寄付

その他の基金寄付

2-1-1 年次基金寄付

- 年次基金寄付は、寄付の基盤であり、ロータリー財団の補助金とプログラムの主な資金源です。
- 年次基金寄付は、50%が国際財団活動資金（WF）として財団の管理の下に、あと50%が地区財団活動資金（DDF）として地区の裁量の下に、3年後に全額使われていきます。

2-1-2 恒久基金寄付

- 恒久基金は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を可能にするためのものです。
- 恒久基金への寄付金は使用せず基金として積み立てておきます。
- 恒久基金への寄付金は投資され、投資収益のうち一部が財団活動の支援に使用されます。
- 恒久基金の寄付方法には、現金、遺贈、慈善年金といったかたちがあります。

2-1-3 その他の基金寄付

- あらかじめ使い道を決めて寄付するものです。
ポリオプラス、ポリオ・プラス・パートナー、ロータリー平和センター、グローバル補助金の提唱者側の寄付などです。



MEMO

年次基金寄付は例会毎に寄付を心がけるものです。恒久基金寄付は主にベネファクターがあります。
その他の基金寄付のポリオ関係も重要です。

2-1-4 寄付の送金先

●公益財団法人ロータリー日本財団の口座

(個人及び法人からの寄付は税制上の優遇措置対象)

三井住友銀行 (0009) 赤羽支店 (226)

普通預金 3978101

公益財団法人ロータリー日本財団

年次基金、恒久基金、ポリオプラス
グローバル補助金提唱者負担分寄付、**その他の基金寄付**

【寄付送金明細書は次の書式を参考にして下さい。】

[※記入方法参照](#)

A 公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書

振込先：三井住友銀行 赤羽支店 普通預金3978101 名義：公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先：kifu@rotary.org FAX 03-3903-3781 問合せ先：03-3903-3192

通信欄

着金日のRIレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元	金融機関	支店名	送金額合計¥	RIレート
	地区	クラブID#	クラブ名		担当者名	TEL	
	寄付者名 ・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名	ローマ字名 (姓、名)	ID#	寄付分類 ・年次基金 (シェア) ・ポリオ・プラス ・恒久基金 (シェア) ・補助金 (補助金番号) ・その他 (詳細)	円金額	\$金額 ・RIレートと円金額 の入り力で自動計算 ・手書の場合は小数 3位を四捨五入、 第2位まで記入	
1							
2							
3							
4							

●米ドル建の専用口座の振込

(税制上の優遇措置対象外)

三井住友銀行 新宿通支店

普通預金 0100707

国際ロータリー日本事務局 事務局長 加倉井 隆男 (カクライ タカオ)

⑧ ドルでの寄付は税制上の優遇措置の対象にはなりません。

2-2 認証の種類

財団の使命とプログラムへの寄付に対して、寄付者にわかりやすい形で、その寄付に感謝をします。感謝のしるしが認証です。

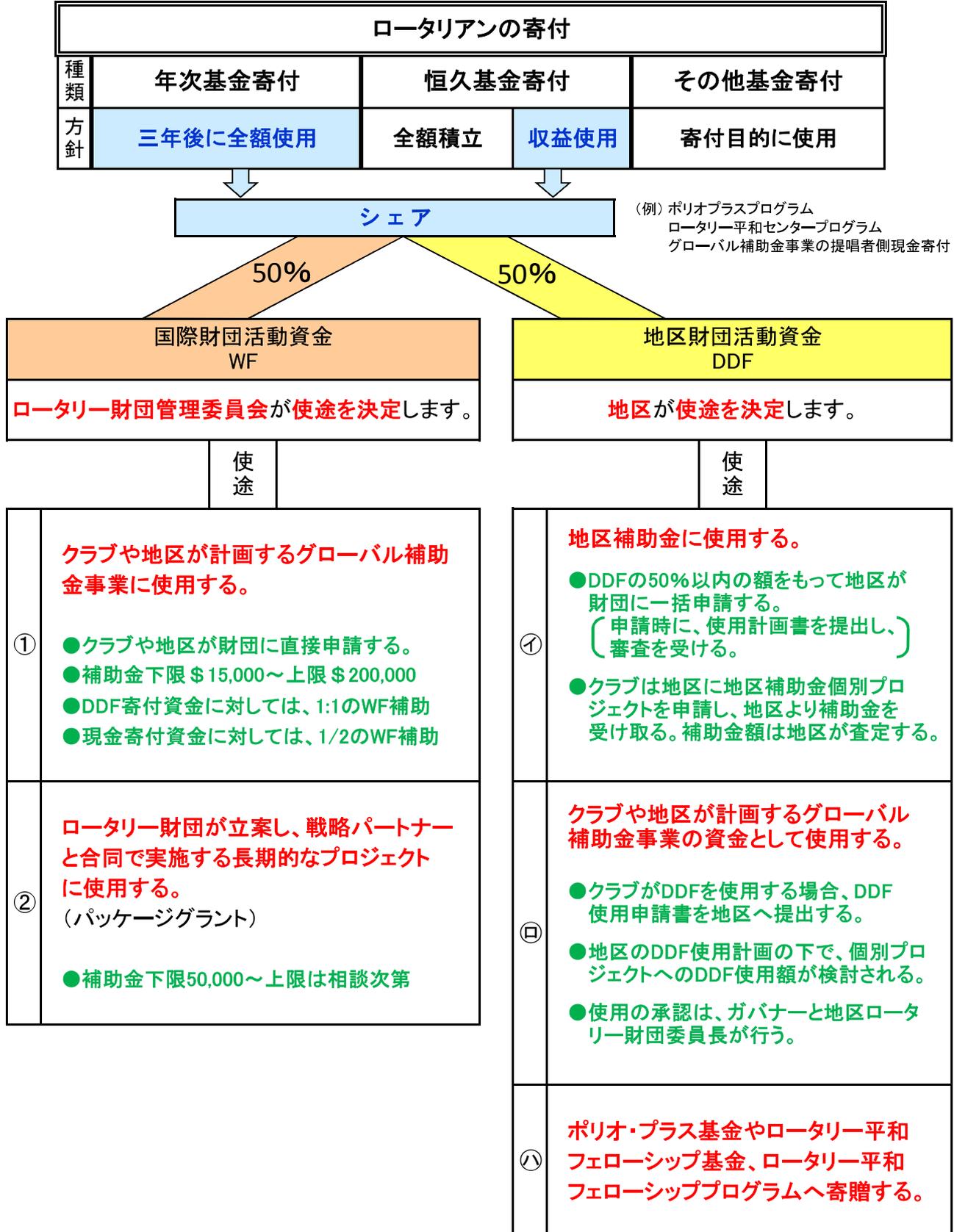
2-2-1 個人に対する認証

個人に対する認証をまとめると次の表のようになります。

寄 付 認 証	年次基金寄付	その他の基金寄付	恒久基金寄付	遺贈友の会
財団の友	(現金) 毎年100ドル以上			
ポール・ハリス ・ソサエティ	(現金) 毎年1,000ドル以上			
ポール・ハリス ・フェロー	(現金+認証ポイント) 累計1,000ドル以上			
マルチプル・ ポール・ハリス ・フェロー	(現金+認証ポイント) 累計2,000ドル以上から累計9,000ドル 以上まで1,000ドル毎に8段階			
ベネファクター			(現金) 1,000ドル以上	
大口寄付者 (メジャー ・ドナー)	(現金) 累計10,000ドル以上 (レベル1からレベル7まで)			
アーチ・クランフ ・ソサエティ	(現金) 累計250,000ドル以上 (管理委員会サークル・管理委員長サークル・財団サークル の3つのレベル)			
大口寄付者 (遺贈の寄付)				遺贈10,000ドル以上 (レベル1からレベル7まで)

③ シェアシステムによる財団資金の活用

- 年次基金寄付は3年後に国際財団活動資金(WF)と地区財団活動資金(DDF)に、それぞれ50%ずつ配分されます。
- 恒久基金寄付は、収益のみがシェアに基づき配分されます。



4 ロータリー財団のプログラム

ロータリー財団のプログラムは、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「パッケージ・グラント」、「ロータリー平和センタープログラム」、「ポリオ・プラス・プログラム」の5つです。

財団プログラム概要

地区補助金	<ul style="list-style-type: none"> ●地区に一括して授与される補助金 DDFの50%以内 ・事業分野はクラブと地区の自由裁量 ・1プロジェクト当りの補助額に下限はない。 ・地元地域社会でも海外でも事業を実施できる。 ・使用管理表、収支管理表、会計明細書、領収書等を地区で保管しておく。 ・時々、無作為に地区に対して財団本部からの監査がある。 ・DDFのみでWFは使えない。 	<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人道的奉仕事業 ・音楽や文学・歴史等に関する奨学金。(海外留学でも地元の大学に行く場合でも可) ・経済的に困っている学生への学費の支援 ・使途指定で現金贈与が出来る。 ・職業研修チーム派遣(期間、人数ともに自由) ・職業訓練の支援 ・災害救援 ・海外のクラブとの協力事業。 ・地元地域社会での奉仕事業。 ・海外での奉仕事業(ロータリーのある国でもない国でも可) ・海外や国内での建物、施設の増改築やインフラの建設も可。 ・その他、社会的ニーズの強い奉仕事業(人道的なもの)
グローバル補助金	<ul style="list-style-type: none"> ●2カ国以上のクラブ・地区が6つの重点分野に関するプロジェクトを協同提唱し、立案実施する国際プロジェクトに授与される。 補助金の下限\$15,000.~上限\$200,000. (\$10万以上は、管理委員会の承認が必要) 現金やDDFの提唱者寄付にWFがマッチングされプロジェクトが実施される。 DDFに対しては1:1、現金に対しては1/2のWFが交付される 	<p>グローバル補助金は、次の6種類の重点分野に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和と紛争予防/紛争解決 ・疾病予防と治療 ・母子の健康 ・水と衛生 ・基本的教育と識字率向上 ・経済と地域社会の発展 <p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6種類の重点分野を専攻する奨学金(1年から4年間)(WF50%、DDF50%) ・6種類の重点分野に関する職業研修チーム派遣 ・6種類の重点分野に関する多額の人道的事業 ・その他、6種類の重点分野に関する事業 ・改築 増築も可能 改築は可能 ・インフラ建設も可能 ・ロータリーのある国でのみ事業実施可
パッケージ・グラント	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の下限\$50,000.~上限は相談次第 ●財団が立案し、戦略パートナーと合同で、長期的で大規模なプロジェクトを実施するもので、戦略パートナーとの協力の下、ロータリアンがプロジェクトの実施にあたる。 WFと戦略パートナーからの資金で実施 (地区は、DDFを使って、スポンサーとなることができる。) 	<p>〈事業例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6種類の重点分野に関する事業 (※)戦略パートナーとは… ・財団の管理委員会で選定します。 ・100万ドルレベル以上の資金を保持していること ・専門技術団体等も視野
ロータリー平和センタープログラム	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の下限\$50,000.~上限\$120,000. 財源は、DDFの寄贈、現金寄付、WF、基金寄付、期限限定寄付、遺贈等です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決と平和に関する国際問題について研究するためのフェローシップです。 ・ロータリー平和フェローシップは、2年間、ロータリー平和センター(世界6ヶ所、7大学にある)で修士課程において学びます。(15ヶ月、16ヶ月、21ヶ月、22ヶ月コースもある。) ・ロータリー平和フェローシップには、専門能力開発修了証を取得する3ヶ月コースもある。
ポリオ・プラスプログラム	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の下限、上限ともになし ポリオ・プラス使途指定寄付金等 ポリオ・プラス基金100%で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ・プラス (ポリオと共にハシカ、ジフテリア、結核、百日咳、破傷風の五つをプラスして同時追放を目的としている。) ・ポリオ・プラス・パートナー (ポリオ発生地域で活動するロータリアンを援助し、 ①全国予防接種日のための地域社会動員、 ②ポリオ・ウイルス免疫所への援助、 ③ポリオ担当役員・疫病専門医への援助活動 の三つのニーズに目標をおき、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品の費用やその他活動費用等を支援することを目的としている。)

4-2-4 人道的プロジェクト

グローバル補助金を利用して、持続可能で、成果を具体的に測定できる人道的プロジェクトを実施することができます。

以下に、人道的プロジェクトについての留意点をいくつか挙げます。

●一つまたは二つ以上の重点分野において、 恵まれない人々の最低限のニーズ に応えると同時に、 全体の幸せを高める ようなプロジェクトでなければなりません。
● プロジェクトの実施地のロータリー・クラブまたは地区が手がけたプロジェクト の資金を調達するものでなければなりません。 他団体が手がけた事業に協賛するようなプロジェクトは適格ではありません。
● インフラ（社会基盤）の建設 は、次のものを主とします。 トイレ、上下水道、側道、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスやセキュリティシステム、水、灌漑システム、温室。 （ただし、必ずしもこれらに限定されるという訳ではありません。）
● 既存建物の改改築、修理。 電気、水道、暖房などを建物内に取り入れること。 屋根の修理。病院、学校などの既存建物の改改築。エレベーター、浴室の改装。 など。㊦
● 受益者の旅費に限り、海外への渡航費用。 ㊦
● 国内旅行については、プロジェクトの実施に携わるロータリアンとロータリアンでない人、受益者の旅費。 ㊦
●プロジェクト実施にかかわる プログラム費用、給与、給付金、謝礼。 ㊦
● 人道的プロジェクトの場合、補助金の額によって次の三つに分けられます。 レベル1：US\$ 15,000 ~ US\$ 50,000 現地訪問の定めは特にありません。 レベル2：US\$ 50,001 ~ US\$100,000 必要に応じて、 現地訪問が必要。 レベル3：US\$100,001 ~ US\$200,000 事前の現地訪問が必須。



カンボジア教育支援事業



障害のある方々の運動機能向上事業

4-2-5 奨学金

6つの重点分野のいずれかに関連した専攻分野とキャリア目標を持ち、大学院レベルの奨学金を求めている奨学生を、グローバル補助金で援助できます。

以下に奨学金に関連する要点をいくつか挙げます。

● 専攻分野 は、ロータリー財団の 重点分野 でなければなりません。
● 奨学生 は、 教育レベル の条件を満たしている限り、 年齢を問いません 。
● 奨学金の期間は、 大学院 またはそれに相当するレベルの 1年から4学年度 です。
● 教育機関と学業プログラム は、 ロータリー財団の承認 を受けなければなりません。
● 奨学金には、 授業料、旅費、生活費、保険料 、その他ロータリー財団承認の 他の教育関連の費用 が含まれます。
● 教育機関の所在地となる地区がホスト を務めます。隣接地区や他の地区はホストになれません。
● 奨学金の受領者は、受入地区内に居住しなければなりません。 受入地区外でもOK。
● ホスト・クラブ または 地区がホスト・カウンセラー を任命します。
● 奨学生がロータリー財団の書面による承認なしに補助金を打ち切った場合、 派遣側のクラブ または 地区が奨学金返還に助力 するものと期待されています。
● 奨学生の条件 <ul style="list-style-type: none">・実施国（受入国）の言語に堪能であること。・奨学金申請時に、大学院レベルの無条件の入学許可書または、大学院レベルの研究に関する招請状を提出しなければなりません。
● 補助金を申請する時点で、受入地区と、提唱者を派遣する派遣地区の番号を入力する必要があります。申請は、奨学金期間の始まる90日前までに行ってください。
● 奨学生が、自分の専攻する重点分野で将来働くかどうかの判断が重要。



4-2-6 職業研修

- ・受益社会で人々のスキルを伸ばすために、職業研修を実施することができます。プロジェクトを持続可能なものとするため、人道的プロジェクトと併せて実施するケースもあります。
- ・技術を学んだり、現地の人々を指導したりするため、複数の専門職業人から成る職業研修チーム（VTT）を海外に派遣する目的でも、この補助金を使用できます。
- ・職業研修チームのメンバーはそれぞれ異なる職業であっても構いませんが、同じ重点分野を支援するという共通の目的を有していなければなりません。

以下に職業研修チーム（VTT）に関する説明をいくつか挙げます。

- 職業研修チームは必ずしも**交換である必要はありません**。
GSEのようにホストが来訪GSEチームの受け入れ費用をもつとは限りません。
派遣側が申請時に予算を組んで申請書に明記すれば、ホスト地区での滞在中の費用（宿泊費や食費を含む）をグローバル補助金の中から支払うことも可能です。
- チームは、**重点分野の範囲内で、自らの職業能力を高めるか、他の人に専門的研修を行うかのいずれか**でなければなりません。
- 重点分野**に関することについて**学ぶか教えるかによって能力を高めることを実証**しなければなりません。
- 職業研修チームは**明確な目的**を持ち、**意図、持続性のある成果、準備計画を提案するもの**でなければなりません。
- 一つの補助金で一つまたは二つ以上のチームを支援するために使うことができます。**
- 派遣側（International Sponsor）がチーム・メンバーを選ぶために委員会を設置**します。
クラブ提唱の場合はクラブ会長が、地区提唱の場合は地区ガバナーが委員会を率いることになります。
- チームの構成と基準**
 - ・**経験豊富なロータリアンのチーム・リーダー1名と、ロータリアン以外の2人以上のチーム・メンバー。総数についての上限はありません。**
 - 年齢制限はありません。**
 - ・**申請者は、重点分野において2年以上の職務経験や専門知識のあることを示し、できれば重点分野に関連する専門職務か事業に雇用されていることが望まれます。**
- 滞在期間に関する制約はありません。**

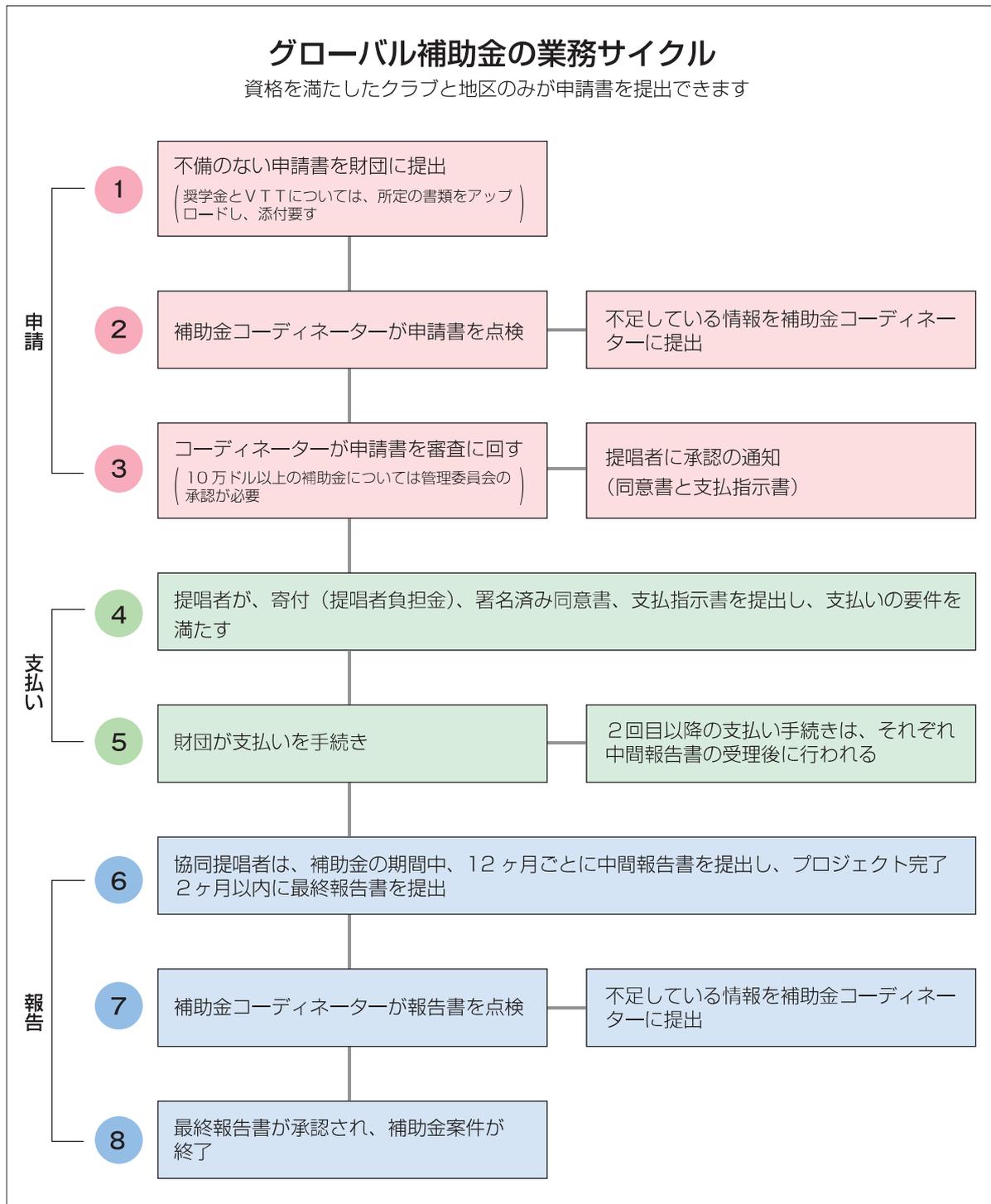
【追加】

- チームリーダーはロータリアン以外でも認められる場合がある。**
- 研修を提供する場合（研修を受ける側ではない場合）、ロータリアンとその家族も職業研修チームに参加できる。**

4-2-10 グローバル補助金の業務サイクル

- グローバル補助金の申請書は、**年度を通じて随時提出**することができます。
- 申請は**オンラインの「会員アクセス」**を通じて行います。

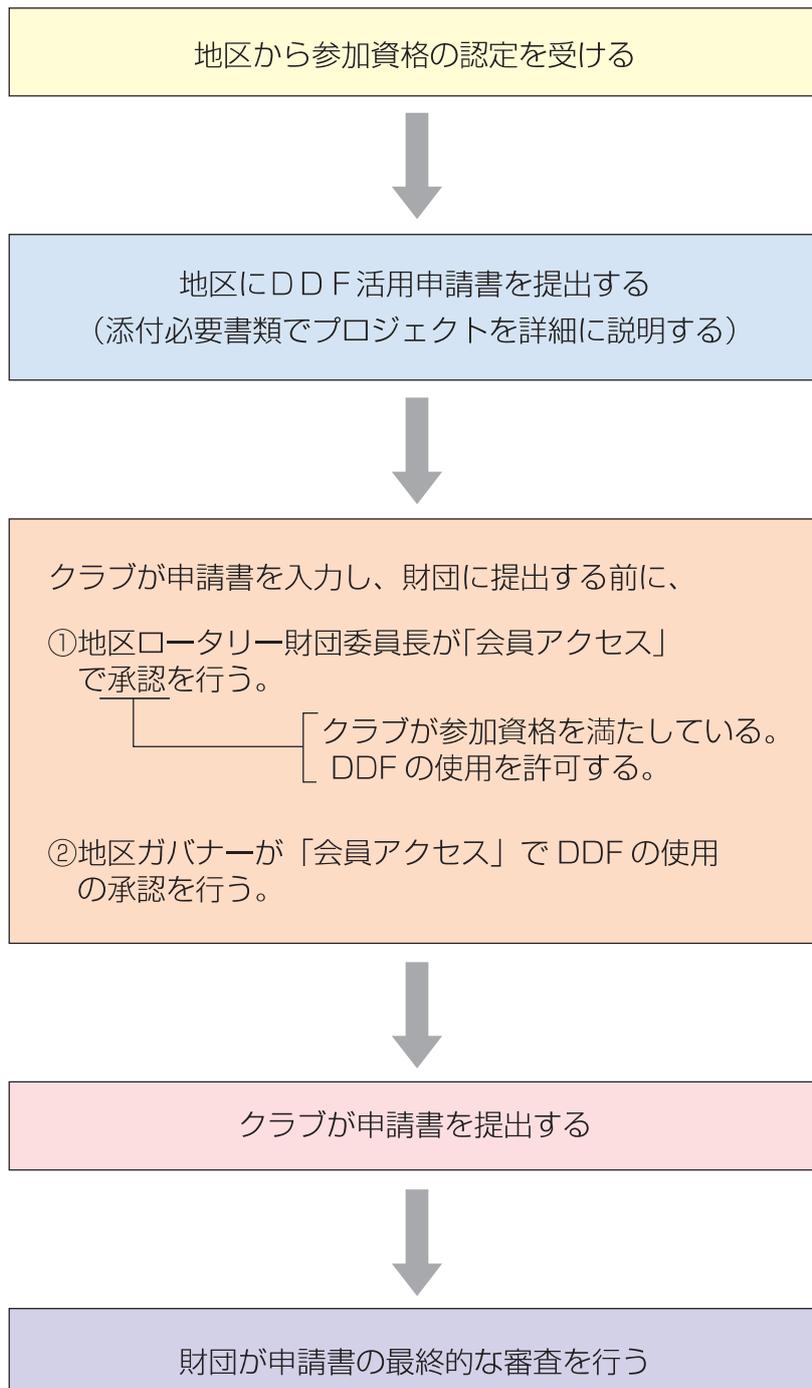
グローバル補助金の業務サイクルを簡単に示すと次のようになります。



4-2-11 2650地区の申請手順説明

2650地区では、グローバル補助金の申請にかかる手順を次のように説明しています。

グローバル補助金の申請手続き 簡単説明



4-5-6 資金



- ポリオ・プラスへの **その他の基金寄付**
- 地区は、DDFの一部をポリオ・プラスに寄付することが出来る。
- ポリオ・プラスへの寄付は、ポール・ハリス・フェローの認証の対象になる。
- これまでの寄付は、20億人以上の子供の予防接種に役立ち、またポリオの発生を察知するシステムを強化するために使われました。
- ポリオの撲滅が世界的に証明される頃には、ロータリーの世界ポリオ撲滅活動への寄付額は米貨12億ドルを上回る見込みです。

ポリオ・プラス・パートナー

このプログラムは、1995年10月に発足しました。

ポリオ・プラス・パートナーの目的、主旨、ニーズ、資金については次の通りです。

目的	<p>ポリオ発生地域のロータリアンを援助し、以下の三つの極めて重要なニーズに目標を置き、ポリオの撲滅に必要な用具や補給品を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none">①全国予防接種日のための地域社会動員②ポリオ・ウイルス免疫所への援助③ポリオ担当役員・疾病専門医への援助活動
主旨	<p>世界はポリオ撲滅に近づいておりますが、アフリカとアジアには、なおポリオの野生株が残っています。ですから、一戸一戸の家を訪問し、両親に予防接種の必要性和予防接種の方法を説明し、ワクチンを接種するボランティアを組織しなければなりません。このための手段がポリオ・プラス・パートナー・プログラムです。</p>
ニーズ	<p>ロータリアンは、ポリオ・プラス・パートナーの資金で以下を購入することで、こうした活動における重要な役割を担っています。</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種活動がいつ、どこで行われるかを伝えるための放送やポスター・保健員やボランティアを見分けるための帽子、エプロン、バッジ、メガホン・子供や親に将来の参加を促し、報奨を与えるためのステッカーや風船・ワクチンを配布するための自転車、四輪駆動車、オートバイ・ワクチンの品質を維持するためのワクチン輸送車、冷蔵車、冷却剤
資金	<ul style="list-style-type: none">・ポリオ・プラス基金からの支出・すべての地区に対し、利用可能なDDFをポリオ・プラスに寄付するよう協力を呼びかけている。

⑨ 財団補助金の授与と受諾の条件

財団補助金を使用するにあたっては、財団の定める授与と受諾の条件を遵守して下さい。

授与と受諾の条件

地区補助金およびグローバル補助金

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、**地区補助金**と**グローバル補助金**を授与する。地区補助金は、財団の使命と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム(VTT)、また場合によっては旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立って審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。**補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。**
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第7.030節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針 (the Conflict of Interest Policy for Grant Participants)」を順守すること。
8. ロータリー財団章典の第1.050.2項に基づき、ロータリーの標章の使用に関する方針を順守すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3%までを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。
3. **補助金の20%までを、臨時費に配分することができる。**

4. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物(学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院)、コンテナ、移動住宅などの新たな建設。もしくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。
5. 募金活動。
6. 地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
7. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報。
8. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
9. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
10. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
11. 人道的プロジェクトに関与する協力団体の職員の旅費。
12. 個人の旅行経費のみを含むグローバル補助金の人道的プロジェクト。
13. 既に進行中または完了した活動と経費。
14. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。
15. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
16. 全国予防接種日(NID)に出向くための旅費。
17. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
18. 18歳未満の青少年の海外渡航費(親または保護者同伴の場合を除く)。
19. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学
20. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクトのためのグローバル補助金。

IV. 申請方法

補助金は会員アクセスからオンラインでご申請ください。

ロータリー財団の補助金を受領するには、関係する全地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない。グローバル補助金の場合には、関係する全クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない。RI 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。いかなる地区とクラブも、代表提唱者として一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。

地区補助金の場合、地区は、**ロータリー年度につき1回申請を提出**することができ、申請には使用計画を含めなければならない。**補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前**に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、**地区補助金の20%まで**を取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日より前に受理されなければならない(例えば、2013-14年度地区補助金の申請書は、2014年5

3. すべてのチームメンバーは、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていなければならない。
チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

V. 旅行方針

ロータリー財団補助金を利用する旅行の航空券はすべて、既存の旅行方針に従い、国際ロータリー・トラベル・サービス（RITS）を通じて予約しなければならない。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
- ~~4. 保険料~~
5. 通常の妥当な荷物預け料金

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、運送料、補完保険料（該当する場合）

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. RITSを通じて旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する（ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く）
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。
4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。
5. RIによる国別の旅行制限を順守する。

※ 6.は全文削除

※ 「保険は、活動実施国に限らず・・・いかなる種類の保険も提供する責任はない。」まで削除。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する。
4. 活動実施国（または留学国）の言語に堪能である。

さらに、

1. 職業研修チームメンバーの親戚は、資格要件を満たしていれば、同じチームに参加することができる。
2. 職業研修チームが研修を提供する場合（研修を受ける側ではない場合）、ロータリアンとその家族も参加することができる。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによって、ロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分（地区の3年前の年次基金寄付および恒久基金[シェア]収益を合わせた額の50%）の50%までを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金（WF）によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～200,000米ドルである。財団は、クラブと地区からの現金拠出に対しては50パーセント（半額）、DDFの寄贈に対しては100パーセント（同額）を上乗せして支給する。

グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも同様に上乗せする。ただし、この寄付

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
3. **500米ドルを超える未使用の補助金資金は、速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、慈善目的に使用されなければならない。**

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出し、その後も12カ月ごとに提出しなければならない。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
3. **500米ドルを超える未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金(WF)に加算される。プロジェクト完了後に補助金の資金が残っている場合、財団は、これをプロジェクト関連費(プロジェクトのための追加の補給品など)に使用することを承認できる。**

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトが重点分野の目標をいかに助長したか。
2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか（達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む）。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。~~提唱者は、予算との差異について最終報告書で説明しなければならない。~~ 削除
さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため（持続可能性）の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資（マイクロクレジット）

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

ロータリー財団用語集

41	財団のプログラム	61	地区ロータリー財団委員会
42	財団への寄付	62	地区ロータリー財団セミナー
43	財団補助金受領無資格者	63	提携クレジット・カード
44	参加資格条件 Qualification	64	特定非営利活動法人 ロータリー日本財団
45	シェア・システム	65	認証
46	識字率向上月間	66	認証ポイント Recognition Point
47	識字率の向上	67	年金
48	試験的プロジェクト参加クラブ	68	年次基金
49	慈善年金	69	年次基金寄付アドバイザー
50	その他の基金寄付	70	年次報告 Annual Report
51	使途推奨冠名基金	71	パイロット地区 Pilot district
52	実施年度 Implementation Year	72	パッケージ・グラント Packaged Grants
53	職業研修チーム Vocational Training Team	73	一人当たりの寄付
54	重点分野 areas of focus	74	100パーセント財団の友クラブ
55	人道的援助と設備に対する要請	75	100パーセント・ ポール・ハリス・フェロー・クラブ
56	人道的補助金専門家	76	プライマリー・クラブ／地区 Primary Club/District
57	人道的補助金プログラム	77	ベネファクター
58	税制上の優遇措置と寄付金	78	法人のマッチング・ギフト
59	地区財団活動資金	79	補助金授与計画 Spending Plan
60	地区補助金委員会	80	ホスト・パートナー HOST PARTNER

8 大口寄付者 Major Donor

年次基金寄付、恒久基金寄付、**その他の基金寄付**などのすべての現金寄付額の総額が10,000ドルに達すると大口寄付者と呼ばれます。

9 大口寄付の表彰 Recognition for Major Gift

年次基金寄付、恒久基金寄付、**その他の基金寄付**などのすべての現金寄付額の総額が10,000ドルを超えると大口寄付者として表彰されます。

10 覚書(MOU) Memorandum of Understanding

地区が補助金制度に参加するために守らなければならない条件。
銀行口座、書類の保管、財務管理などが詳細にわたって説明されている文書です。
覚書に記載されている条件を承諾し同意することにより地区は参加資格を得て、補助金を申請できるようになります。

11 会員資格とロータリー財団寄付 Membership and Rotary Foundation Contributions

RCは、ロータリー財団への寄付を入会条件としてはならない。
[107. ロータリー財団への義務的寄付の禁止を参照]

12 学友 Alumni

元奨学生、元研究グループ交換チーム・リーダーとチーム・メンバー、元大学教員補助金受領者、元ロータリー・ボランティア（世界社会奉仕助成金受領者）などがロータリー財団学友。

13 学友人道奉仕世界賞 Global Alumni Service to Humanity Award

10年以上前の学友からゾーンで1名選び、エバンストンのロータリー財団に12月29日必着で報告します。
1月に世界レベルで1名選びます。国際大会で、同賞を贈られます。

14 冠名基金 Named Fund

25,000ドル以上を恒久基金に寄付をすると、寄付者の名前をつけて、別個のユニットで運用する。収益をシェアと選択すれば、冠名基金の収益の50%がDDFとなる。管理委員会の裁量と選択すれば、収益は全額、国際財団活動資金として使われる。

15 冠名奨学金 Named Scholarship

個人または団体は、1学年度間の留学費用全額を寄付することによって、自己の氏名を冠した奨学金を寄付することができます。

寄付金額はシェア・システムの奨学金所要額と連動します。

冠名奨学金は **その他の基金寄付** です。

16 冠名奨学金基金 Endowed Scholarship

米貨15万ドル以上の寄付によって冠名奨学金基金の設立ができ、その元金の収益金が1学年度間の留学費用に達したとき、1件の冠名奨学金が授与されます。

1回限りの冠名奨学金と異なる点は、寄付の元金に手をつけないことです。

冠名奨学金は **その他の基金寄付** で 奨学金基金は恒久基金寄付のため、両方の寄付額とも地区のシェア・システムの対象になりません。

17 冠名ロータリー平和フェロースhip基金 Endowed Rotary Peace Fellowship Fund

500,000ドル以上寄付しますと修士課程を学ぶロータリー平和フェローのためのフェロースhip基金を設立することができます。

18 寄付表彰方針 Contribution Recognition Policies

寄付者は、ロータリー財団のプログラムを支援するためにロータリー財団に寄付するのである。財団寄付者として認定するために、管理委員会はさまざまな表彰方式を用意している。すべての寄付は、寄付者の指定したRCの寄付に加えられて、そのクラブがより高い1人当りの寄付と寄付累計に進むのに貢献することになる。

19 協同プロジェクト最高賞 Best Cooperative Projects Award

協同プロジェクト最高賞は、地元、全国あるいは国際レベルにおいて他の団体と協同で遂行された卓越したクラブや地区の奉仕プロジェクトを表彰し、国際社会におけるロータリーへの理解と認識を深めるものである。

20 協同奉仕委員会 Partners in Service Committee

地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに心を配るものとする。

42 財団への寄付 Contributions to the Foundation

財団への寄付は、大きく分けて次の三種類になります。

1. 年次基金寄付

年次基金への寄付です。用途を決めずに寄付して、3年後にその寄付金をプログラムに使います。全額が奉仕プロジェクトに活用されます。

年次基金寄付の3年間の投資収益は、プログラムの運営、寄付増進、一般運営費に充てられます。

2. 恒久基金寄付

元金は使わず基金として積立てられます。投資収益のみを財団プログラムに使います。

その目標は、最低限度のプログラム活動を継続し、将来の新プログラムまたはプログラムの拡張を容易にしようとするものであります。

3. **その他の基金寄付**

使い道を決めて寄付するもの。

ポリオ・プラスやポリオ・プラス・パートナー、ロータリー平和フェロシップ等への寄付。

43 財団補助金受領無資格者 Ineligibility for Foundation Awards

無資格者とはロータリー関係で働いている人、ロータリアン、その配偶者、血縁による子または孫、入籍している養子、その配偶者、尊属である。

しかし上記の人でもクラブを退会してから3年経てば補助金の受領資格ができる。

44 参加資格条件 Qualification

補助金プログラムに参加するためには、地区はロータリー財団の覚書(MOU)とロータリー財団の関連指針を承認し従い、専用の振込口座を設け、会計制度を決めて、参加資格を得なければなりません。

クラブの参加資格条件は、同じく覚書を承認し、地区の開催する補助金の研修を受けることによって得られます。

45 シェア・システム Share System

年次基金寄付と恒久基金収益の50%が地区財団活動資金(DDF)となり、50%が国際財団活動資金(WF)となります。

地区財団活動資金(DDF)は地区が用途決定に発言権を持っています。

国際財団活動資金(WF)は、ロータリー財団管理委員会がその用途を決定します。

63 提携クレジット・カード Affinity Credit Cards

RIは、前もってRI理事会の許可を受けることなしに、「ロータリー」「ロータリアン」「国際ロータリー」「ロータリー地区」などの文字または徽章などのRIの標章を使用したクレジット・カードの使用を許可しない。

64 特定非営利活動法人ロータリー日本財団 NPO Rotary Foundation Japan

2008年9月10日をもって解散しました。

65 認証 Recognition

寄付者に、感謝のしるしとして、ポール・ハリス・フェローやベネファクターのピン、認証状を贈ること。認証と寄付実績は同じではありません。

66 認証ポイント Recognition Point

既にポール・ハリス・フェローになっている人が、年次基金寄付または**その他の基金寄付**をすると、その額がポイントとなり、自分がマルチプル・ポール・ハリス・フェローになったり、他の人にポイントを譲ることができます。認証ポイントを移譲出来るのは、寄付者本人だけです。

認証ポイントの移譲は、ミニマムは1ポイントです。

認証ポイントは、期限無く有効です。ただし、寄付者の死亡後、認証ポイントは失効します。例えば、個人で年次基金やポリオ・プラスに寄付した場合、ポール・ハリス・フェローになるための1,000ドルを上回った金額から認証ポイントがつきます。

累計5,000ドルに達した場合ですと、認証ポイントは4,000ポイントとなります。

67 年金 Charitable Gift Annuity

恒久基金の一種で、米貨1万ドル以上を寄付し、一定額の年金を受け取るというものです。年金の受取人は、寄付者の指名する1人または2人ですが、日本の場合、寄付者本人を受取人とします。

国際ロータリーのロータリー財団は、年金受取人（50歳以上に限定）の生存中、毎年、一定の金額を支払っています。その金額は年金受取人の年齢によって異なります。

68 年次基金 Annual Fund

財団に毎年行う使途を指定しない寄付のこと。

87 ポール・ハリス・フェロー (PHF) Paul Harris Fellow

ロータリー財団に年次基金寄付または **その他の基金寄付**, あるいはその合計で1,000ドル以上寄付した人。

88 毎年あなたも100ドルを Every Rotarian, Every Year (EREY)

ロータリアンひとりひとりに毎年100ドルの年次基金寄付を。
このためのニュースレターが毎月発行されている。

89 マルチプル・ポール・ハリス・フェロー Multiple Paul Harris Fellow

年次基金寄付または **その他の基金寄付**, あるいはその合計で1,000ドル以上寄付した人は、その後1,000ドル寄付するごとにマルチプル・ポール・ハリス・フェローになります。
2,000ドルから9,000ドルまで8段階あります。
大口寄付者と異なり、現金を寄付せず、認証ポイントを受け取っても、現金と認証ポイントの総額でマルチプル・ポール・ハリス・フェローになることができます。

90 メモリアル・コントリビューター Memorial Contributor

亡くなった人を記念して、金額を問わず寄付した個人またはクラブである。この証書は故人あるいは寄付をした個人またはクラブの名前で発行される。

91 利害の対立、衝突 Conflict of Interest

ロータリアンやローター従業員の子孫が、奨学生や職業研修チーム・メンバーになれないこと。
また、ロータリアンが地区補助金やグローバル補助金の受益者になれないこと。

92 ロータリー・カード

2002-03年度より、日本でもロータリー・カードが発行されました。
2007年9月末に5,000人を上回りました。
2007年10月からカード購入額の0.3%がロイヤリティとして日本事務局に振り込まれています。
また、ゴールドカードについては、年1人3,000円が振り込まれています。
カードで買物をしますと、ポイントがつきます。
そのポイントを貯めて1,000ポイント(5,000円分)になりますと、そのポイントをロータリー財団に寄付できます。
現金ですので、買物をした個人の年次基金寄付として実績に加算されます。

103 ロータリー財団特別功労賞 The Rotary Foundation Distinguished Service Award

功労表彰状を受賞した後丸4年が経過してから、ロータリアンは特別功労賞を受ける資格を得る。これは奉仕に対する財団最高の表彰である。財団への模範的な奉仕は、地区の範囲を超え、長期にわたるものでなければならない。

104 ロータリー・センター・ホスト・エリア・コーディネーター Rotary Center Host Area Coordinator

日本の場合、ロータリー・センターは国際基督教大学で、ホスト・エリアは第2750地区、第2580地区、第2590地区、第2780地区、第2770地区、第2790地区の6地区です。フェロー、クラブ、地区、カウンセラー、大学間の連絡、オリエンテーションの主催などの任務を負います。2006年2月の管理委員会で、世界平和フェローを受け入れる場合、ホスト・エリア・コーディネーターが、ホスト・エリアの地区ガバナーと地区ロータリー世界平和フェローシップ委員長と協議のうえ、フェロー1名に正副2名のホスト・カウンセラーを任命することになりました。フェローが日本に来て最初の3ヶ月間にホスト・エリアの主要行事に単独で、またはグループで出席できるよう配慮するのも、ホスト・エリア・コーディネーターの責務です。

105 ロータリー財団の使命 Mission of the Rotary Foundation

ロータリー財団の使命は「ロータリアンが、人々の健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること」です。

106 ロータリー財団への寄付 Contribution to The Rotary Foundation

ロータリー財団への寄付には次のようなものがあります。

- 年次基金寄付
- 恒久基金寄付
- **その他の基金寄付**

恒久基金寄付には、無条件の現金寄付、遺贈、冠名奨学金基金、冠名基金、慈善年金、世界平和冠名フェローシップ基金等があります。

その他の基金寄付には 冠名奨学金、提唱者寄付金、ポリオ・プラス、ポリオ・プラス・パートナー、ロータリー・センター・プログラム寄付等があります。

107 ロータリー財団への義務的寄付の禁止 Prohibition of Mandatory Contributions to The Rotary Foundation

ロータリー財団は、自発的寄付を原則として開発されたものである。会員資格として財団への寄付を言及する文、あるいはこのような会員資格を包含するような文が、会員申込用紙に記載されるべきではない。財団への寄付を会員資格とするようないかなる細則も禁じられている。会員証にこのような寄付について言及することは、一切認められない。